

保育所等への利用申込児童数が入所可能な児童数を超えるときは、下表の利用調整基準に基づき、父母それぞれの基準指数に世帯の状況に応じた調整指数を合算して得た指数が高い児童から順に決定します。

利用調整基準

基準指数

区分	内容		指数
就労	外勤	月120時間以上（保育標準時間）	10
		月48時間～120時間未満（保育短時間）	8
	自営業	中心者 月120時間以上（保育標準時間）	9
		中心者 月48時間～120時間未満（保育短時間）	7
		協力暑 月120時間以上（保育標準時間）	7
		協力暑 月48時間～120時間未満（保育短時間）	5
	農業	中心者 月120時間以上（保育標準時間）	9
		中心者 月48時間～120時間未満（保育短時間）	7
		協力暑 月120時間以上（保育標準時間）	7
		協力暑 月48時間～120時間未満（保育短時間）	5
	内職	月120時間以上（保育標準時間）	5
		月48時間～120時間未満（保育短時間）	4
出産・疾病等	出産	産前産後2カ月	8
	入院	入院1カ月以上・精神性疾病	10
	自宅療養	1カ月以上常時病床にあるもの	10
		精神性等の疾病	8
		おおむね1カ月以上の加療を要し、通院をようするもの	6
	心身障がい等	1・2級、愛護A	10
		3級、愛護B	7
	病人介護	入院付添い	8
		居宅療養親族介護	7
		障がい児・障がい者介護	6
その他	災害復旧		10
	就学・通学		8
	求職中		3

調整指数

区分	内容	指数
優先事由	ひとり親世帯	15
	生計中心者が失業により就労の必要性が高い	5
	生活保護世帯	5
	虐待者DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な世帯	5
	子どもが障害を有する	5
	保護者が産休又は育児休業からの復職	5
	兄弟姉妹が在園中である。	5
その他	同郷の祖父母が60歳未満で児童の保育が可能	-2
	児童の兄弟姉妹が3人以上いる	2
	雇用主が保護者の親族である	-2
	入所不承諾となり待機中	3
	保護者が保育士・保育教諭として市内の保育所等に勤務	5